

事 務 連 絡
令和7年4月21日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

外国人建設技能者の安全衛生対策に関する周知について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、別添の通り、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び国土交通省不動産・建設経済局国際市場課より、（一社）建設技能人材機構を通じて外国人建設技能者に対する安全衛生対策の一層の強化に向けた周知依頼がありました。

令和6年6月に公布された「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」及び、令和7年3月に閣議決定された「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針」においても、外国人材がその能力を十分に発揮できる環境整備の一環として、安全衛生等に関する適正な労働条件の確保等が重要であることが明記されております。

一方で、外国人建設技能者の増加に伴い、労働災害の発生件数も増加傾向にあります。主な要因として、日本語の理解不足やコミュニケーションの不足等が挙げられており、現場における安全衛生教育の充実や、「やさしい日本語」の活用による円滑な意思疎通の推進が求められています。

厚生労働省ではホームページ上の「外国人労働者の安全衛生対策について」において、「外国人労働者安全衛生管理の手引き」等の教材を提供しており、国土交通省においても、これらの情報が広く活用されることを重要視しております。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、これらウェブサイト上の教材を積極的に活用していただき、現場における外国人建設技能者の安全衛生対策の徹底にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【外国人労働者の安全衛生対策について（厚生労働省）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

以上
（担当：労働部 吉田）